

免除などと未納は違います

「全額免除・一部納付」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合		
全額免除	○	○ 1/2 (1/3)		○
一部納付	1/4納付	○ 5/8 (1/2)		○
	半額納付	○ 6/8 (2/3)		○
	3/4納付	○ 7/8 (5/6)		○
若年者納付猶予	○	×		○
学生納付特例	○	×		○
未納	×	×		×

一部納付は、一部納付保険料を納付していることが必要です。反映割合のカッコ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成26年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、平成26年度に追納する場合の月額額は次表のとおりです。平成23年度以前の保険料に加算額が上乗せされます。若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は、全額免除と同じです。

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成16年度	14,750円	—	7,370円	—
平成17年度	14,790円	—	7,390円	—
平成18年度	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

高齢任意加入制度

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできます。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 通帳
- 金融機関届け出印

申請先

津年金事務所または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

付加保険料

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は[200円×払い込み月数]になります。ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納められません。

例えば10年間付加保険料を納めると

200円×12カ月×10年=24,000円(年額)
年額24,000円が受給額に上乗せされます。

納付は便利でお得な口座振替で

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。その年度の保険料を2年分・1年分・6カ月分まとめて口座振替にすると、さらに割引額が大きくなりお得です。手続きは、津年金事務所または金融機関へ、年金手帳、通帳、金融機関届け出印を持参してください。

※保険料を追納する場合は口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、被保険者自身が事前に申し込むと、それ以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。手続きは、津年金事務所へクレジットカードと印鑑を持参してください。

※クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また、6カ月前納、1年前納の割引額が、現金納付の割引額になります。